

投資・財政計画(収支計画)

→本編 p.49~p.53

投資・財政計画において、「安定した経営の持続」とは、以下の3つのバランスが適正に保たれていることが重要となります。

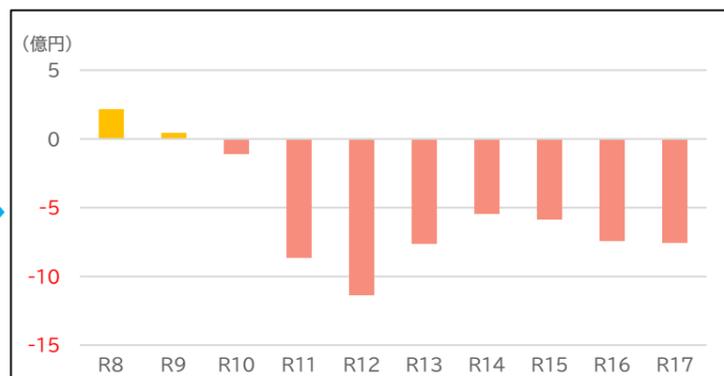
「安定した経営の持続」における3つのポイント

- I. 給水収益によって毎年の営業活動に必要な費用が賄われていること
- II. 不測の事態等に対応可能な資金(自己資金)が確保されていること
- III. 借入れ(企業債)による資金調達が将来の経営を悪化させないこと

○ 現行の料金体系を維持した場合の試算

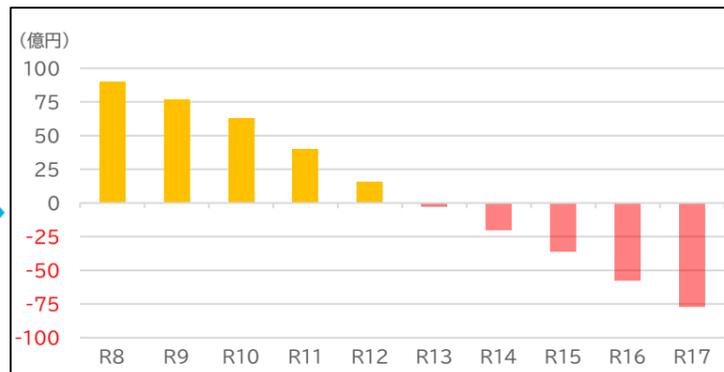
<当年度純損益の推移>

水需要の減少に伴い給水収益が減少する一方、令和8年(2026年)4月からの県水の料金改定(改定率21.0%増)に伴う県水受水費の増加等による費用の増加により純利益(黒字)は減少し、令和10年度(2028年度)には純損失(赤字)が発生する見込みです。



<資金残高の推移>

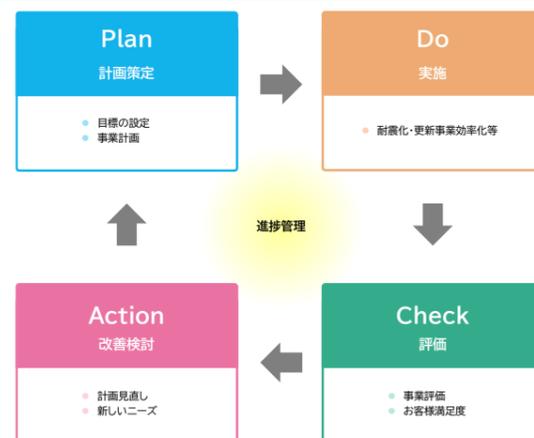
令和6年度(2024年度)末では約98億円の残高がありますが、給水収益が減少する一方、施設等の耐震化・老朽化対策等に要する費用が増加する影響により、令和13年度(2031年度)にはマイナスとなる見込みです。



進捗管理 (本編 第7章 p.54)

計画の進捗管理(フォローアップ)

本計画の進捗状況については、第5章で定めた評価指標を用いて実施するとともに、社会経済情勢等による様々な状況変化に対して適切に対応できるよう、計画策定(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善検討(Action)のサイクルによる進捗管理を行います。



越谷・松伏水道企業団 水道事業マスタープラン2026【概要版】

〒343-8505
埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目5番22号
TEL 048-966-3931(代表)
FAX 048-963-0706

令和8年(2026年)3月発行
編集・発行 越谷・松伏水道企業団



水道事業マスタープラン2026

【概要版】

令和8年度～令和17年度(2026年度～2035年度)

世代を越え
命の水を送り続ける
こしまつ水道



計画策定の趣旨

→本編 p.1

当企業団では、平成28年(2016年)3月に10年間を計画期間とする「水道事業マスタープラン」を策定し、5年経過後の令和3年(2021年)3月に「後期見直し」として改訂するなど、計画的な水道事業経営に努めてきました。近年では、人口減少や節水型機器の普及等により水需要が減少する一方、頻発する地震等の自然災害に備えるための水道施設の耐震化・老朽化対策等が必要となるなど、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況を踏まえ、当企業団では、「水道事業マスタープラン」の計画期間が令和7年度(2025年度)で終了することから、これまでの事業の進捗状況や将来の水需要の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、令和8年度(2026年度)から10年間を計画期間とする「水道事業マスタープラン2026」(以下、本計画という)を新たに策定しました。

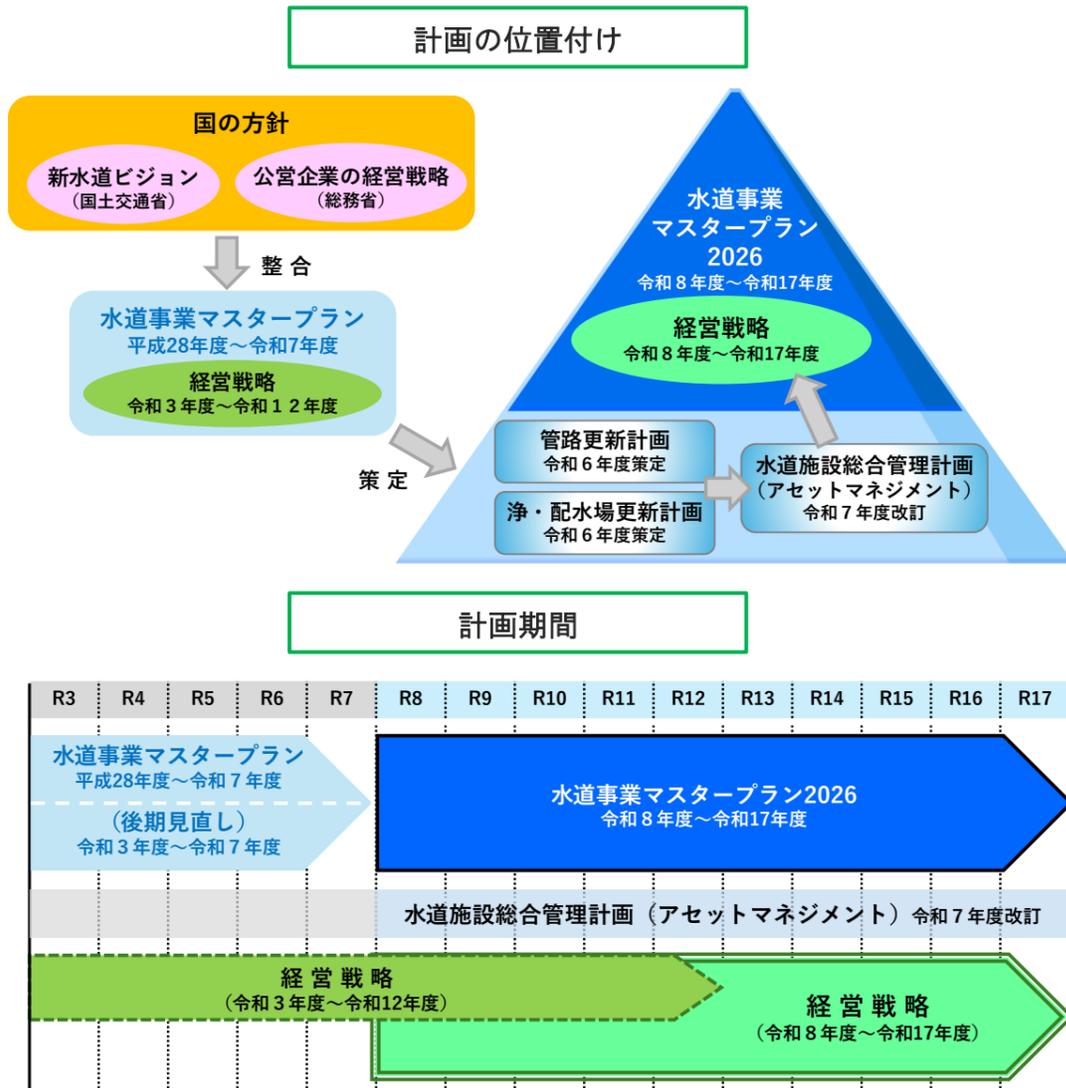
計画の位置付けと期間

→本編 p.2

本計画は、当企業団における水道事業経営の基本的な方針を示すものであり、国土交通省が全国の水道事業者に策定を要請している「水道事業ビジョン」として位置付けるものです。また、総務省が全国の地方公営企業に策定を要請している「経営戦略」の内容を含んでいます。

「経営戦略」の策定にあたっては、アセットマネジメントの手法により、今後60年間の施設の更新等をまとめた「水道施設総合管理計画(令和7年度改訂版)」を基礎資料として活用しました。

本計画の計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とし、「経営戦略」の期間についても、本計画と同様の期間とします。



○ 水道施設整備事業費(令和8年度～令和17年度)

令和8年度(2026年度)から10年間の水道施設整備事業費の総額は約448億円、1年あたりの平均費用は約44.8億円(浄・配水場施設及び設備:約10.7億円、配水管:約34.1億円)を見込んでいます。

総額:約448億円
年平均:約44.8億円
施設等:約10.7億円
配水管:約34.1億円



財政計画

→本編 p.44~p.48

今後の人口減少等を踏まえた水需要予測から積算した給水収益をはじめ、「管路更新計画」及び「浄・配水場更新計画」で積算した投資計画等を基に策定(試算)します。

引き続き、世代間負担の公平性の観点からバランス良く企業債を活用するとともに、徹底した経費削減と費用の平準化を図り、将来の事業環境の変化等を見据えながら、適正な水道料金水準等について調査・検討します。

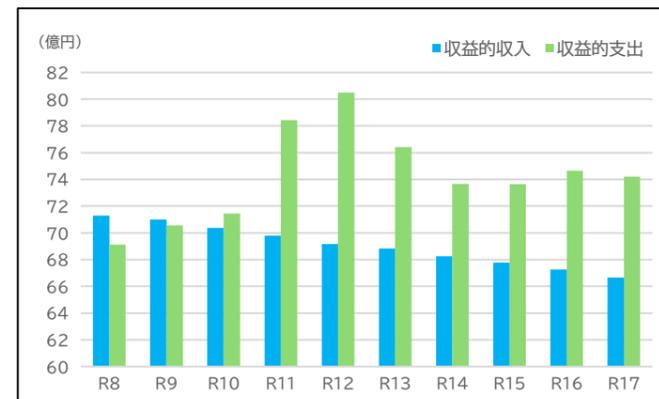
財政計画

- 今後の人口減少等を踏まえた水需要予測から積算した給水収益
- 「管路更新計画」及び「浄・配水場更新計画」で積算した投資計画等を基に策定(試算)
- 近年の決算額や物価上昇等を考慮

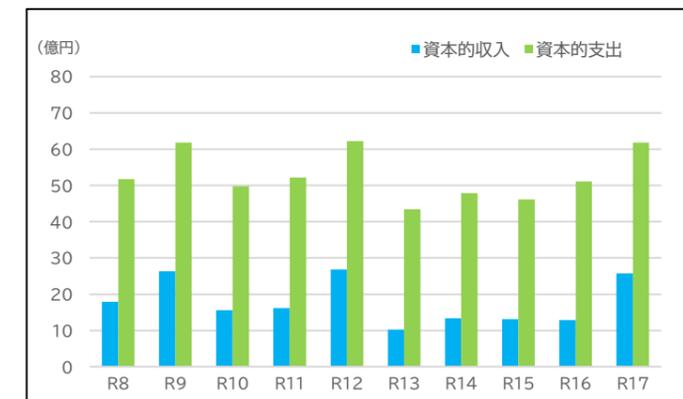
健全経営を維持するために必要な財源確保について検討

- 世代間負担の公平性の観点からバランスよく企業債を活用
- 徹底した経費削減と費用の平準化
- 将来の事業環境の変化等を見据えながら、適正な水道料金水準等について調査・検討

<収益的収支の推移>



<資本的収支の推移>



投資計画 →本編 p.39~p.43

「水道施設総合管理計画(令和7年度改訂版)」による令和67年度(2085年度)までの長期見通しを基に、10年間(令和8年度~令和17年度)の投資計画を策定します。

❖ **投資に関する目標**

- ・急所施設である浄・配水場施設の耐震化
- ・基幹管路及び重要給水施設へつながる配水管の優先的な耐震化
- ・将来の水需要と更新基準年数を踏まえた浄・配水場施設等及び配水管の老朽化対策
- ・将来の水需要の減少等に伴い、施設規模の適正化を図るため南部浄水場を廃止

更新基準年数の設定

水道施設には法定耐用年数が定められており、この年数で更新した場合、更新時期と更新費用が特定の年度に偏り、一時的に経営への負荷が集中することから、適切な維持管理を行いながら、各施設等の特性を考慮した「更新基準年数」を設定することで更新費用の平準化を図り、計画的・効率的に施設整備を進めます。

施設・設備の更新基準年数

工種	法定耐用年数	更新基準年数の設定値
建築	50年	70年
土木	60年	73年
電気	6~20年	26~27年
機械	10~17年	23~27年
計装	10年	20~22年

配水管の更新基準年数

管種区分	法定耐用年数	更新基準年数の設定値
铸铁管	40年	50年
ダクタイル铸铁管(耐震継手GX型)		120年
ダクタイル铸铁管(耐震継手NS型)		80年
ダクタイル铸铁管(上記以外のもの)		60年
鋼管		40年
硬質塩化ビニル管		40年
ポリエチレン管(高密度、熱融着継手を有する)		100年
ポリエチレン管(上記以外のもの)		40年
ステンレス管(耐震継手を有する)		60年
ステンレス管(上記以外のもの)		40年

更新費用とスケジュール

		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
築比地浄水場	耐震・補強事業	1.0	0.7	3.6	5.6						
	ろ過池改修事業	4.7	6.3	0.7							
東部配水場	耐震・補強事業			0.1	0.1	4.1					
西部配水場	耐震・補強事業	0.9	9.5								
南部浄水場	浄水場の解体		0.7		6.7	6.7					
その他事業		4.6	4.2	4.0	2.2	15.3	0.8	3.5	0.8	3.0	16.7

更新費用とスケジュール

項目	単位	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	合計(R8~R17)
更新事業量(延長)	m	12,508	12,951	12,272	12,736	12,709	12,814	12,108	12,487	12,627	12,677	125,889
更新費用	億円	29.4	29.9	30.9	33.9	35.0	33.0	35.7	36.3	39.4	37.8	341.3

投資計画(令和8年度~令和17年度)

○ **浄・配水場施設等の耐震化と更新**

地震発生時においても、必要かつ十分な水の供給ができるよう耐震性を有していない浄・配水場施設の耐震化を実施します。また、将来の水需要の減少等を考慮し南部浄水場を廃止するとともに、老朽化が進む施設・設備についても計画的・効率的な更新を実施します。

○ **配水管の耐震化と更新**

病院や避難所等の重要給水施設につながる基幹管路を優先的に耐震化するほか、基幹管路以外の配水管についても、重要給水施設につながる配水管等を優先的に耐震化します。また、老朽化が進む非耐震管が集中する地区の配水管等も優先的に更新を実施します。

当企業団の給水人口は369,676人です。水源は河川水(約9割)と地下水(約1割)で、5つの浄・配水場からお客様に水道水を供給しています。配水能力は全体で180,000m³/日、管路の総延長は1,286kmとなっています。(数値は令和6年度末時点)

水源	河川水(約9割) 地下水(約1割)
浄・配水場	5施設
配水池	13池
配水能力	180,000m ³ /日
管路総延長(導・配水管)	1,286km

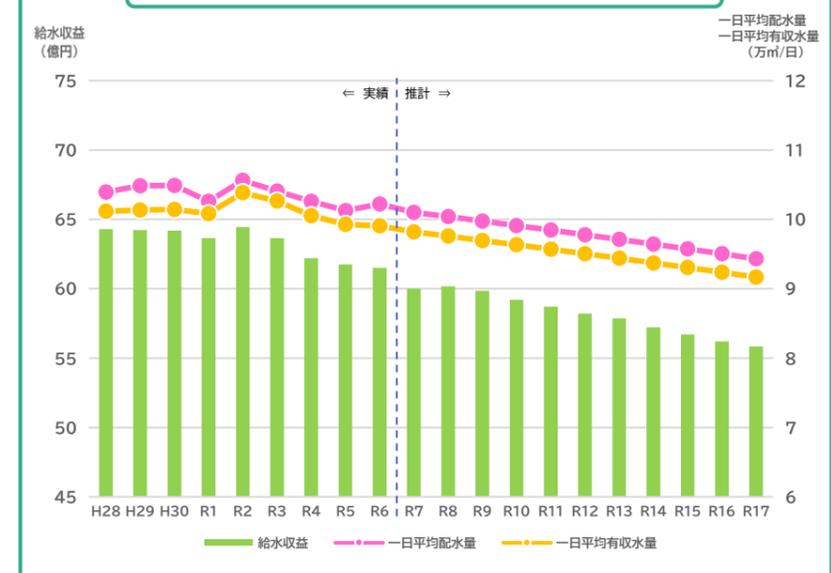


将来の事業環境と課題 (本編 第3章 p.19~p.24)

給水収益の減少 →本編 p.20

給水人口が令和2年度(2020年度)をピークに減少していることに加え、節水型機器の普及やライフスタイルの変化等による水需要の減少に伴い、一日平均配水量と一日平均有収水量が減少し、将来の給水収益は減少する見込みです。

給水収益・配水量・有収水量の推移



水道施設の経年化 →本編 p.21~p.22

浄・配水場施設・設備や配水管には、それぞれ法定耐用年数が設定されていますが、この年数に沿って更新を行うと、更新時期と更新費用が特定の年度に偏り、将来の事業経営に大きく影響することから、予め今後の水需要等の推移を把握したうえで、適切な維持管理に努めるとともに、更新基準年数を参考に計画的・効率的に更新を行う必要があります。

基本理念に「世代(とき)を越え 命の水を送り続ける こしまつ水道」を掲げ、「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」、「安全な水の給水を目指して」、「持続可能な水道事業経営を目指して」の3つの柱を基本方針としました。

引き続き、各主要施策と実現方策に基づく事業を計画的に実施します。

基本理念

世代(とき)を越え 命の水を送り続ける こしまつ水道



1. 強靱で安定した水道事業の構築を目指して

1-1 施設等の耐震化 →本編 p.27

- (1) 浄・配水場施設の耐震化
- 耐震診断の実施により耐震性を有していない浄・配水場施設については、計画的・効率的に耐震化を実施します。
- (2) 配水管の耐震化

- 病院や避難所等の重要給水施設につながる基幹管路を優先的に耐震化するとともに、基幹管路以外の配水管についても、重要給水施設につながる配水管等の耐震化を優先的に実施します。

1-2 施設等の老朽化対策 →本編 p.28

- (1) 浄・配水場施設及び設備の更新
- 将来の水需要等を踏まえた適切な施設規模や能力を検討したうえで更新を行うほか、企業団庁舎や設備についても、適切な維持管理と計画的な更新を実施します。
- (2) 配水管の更新
- 老朽化が進む非耐震管が集中する地区の配水管とリスクが高いと判断される配水管の更新を優先的に実施します。

1-3 危機管理対策 →本編 p.29

- (1) 危機管理体制の充実
- 災害発生時に迅速な対応を図るため、応急給水・応急復旧体制を整備するとともに、危機管理計画についても、実効性のある内容となるよう不断の見直しを実施します。

3. 持続可能な水道事業経営を目指して

3-1 経営基盤の強化 →本編 p.35~ p.36

- (1) 経営の効率化
- アセットマネジメントの実施により、経年化していく水道施設を計画的に更新するとともに、お客様サービスの向上等が図れるよう、官民連携手法の導入及びDXの推進について調査・検討を行い、経営の効率化を図ります。
- (2) 人材育成と技術の継承
- 水道事業経営の担い手である職員の人材育成と技術の継承に努めながら、適切な組織体制と定員管理に基づき、持続的な水道事業の運営に取り組みます。
- (3) 広域化に向けた連携
- 基盤強化を図るため、埼玉県及び近隣事業者で構成する「埼玉県水道広域化実施検討部会」において、引き続き、意見交換を行い、多様な広域化について検討します。
- (4) 適正な水道料金の検討
- 給水収益が減少する一方、水道施設の耐震化・老朽化対策等による費用の増加が見込まれることから、健全な水道事業を運営するため、適切な時期に料金改定を行うことを想定し、引き続き、適正な料金水準等について調査・検討します。

3-2 施設等の規模適正化 →本編 p.36

- (1) 浄・配水場施設等及び配水管の規模適正化
- 今後減少が見込まれる水需要に応じた最適な施設能力を検討する必要があることから、本計画における中長期的な水需要等を考慮し、南部浄水場の廃止を予定するほか、配水管についても最適な口径となるようダウンサイジングを実施し、施設規模の適正化を図ります。

3-3 お客様サービスの向上 →本編 p.37

- (1) 広報広聴活動の充実
- お客様に水道事業への理解と関心を深めていただけるよう、各種イベントを実施するほか、あらゆる広報媒体を活用し、水道事業の取り組みについて情報発信します。
- (2) 利便性の向上
- お客様サービスの向上を図るため、「水道マイページ」の活用方法や新技術の適用可能性等について調査・検討します。

3-4 環境への配慮 →本編 p.37

- (1) エネルギー消費量の削減
- 「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、二酸化炭素排出量を削減し、環境に配慮した事業の推進とエネルギー消費量の削減を図ります。

2. 安全な水の給水を目指して

2-1 水質検査 →本編 p.31

- (1) 水安全計画の適切な運用
- 水源から蛇口(給水栓)までの全ての段階における包括的なリスク評価と管理を定めた「水安全計画」を適切に運用します。
- (2) 水質管理の徹底
- 水道法で検査が義務付けられている水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目についても検査を行い、より安全な水質管理を図ります。

2-2 水源の確保 →本編 p.32

- (1) 地下水(自己水)及び県水の確保
- 地下水を取水する井戸の適切な維持管理を行うとともに、県水を安定的に受水するため、埼玉県企業局と連携強化を図ります。

2-3 施設等の維持管理 →本編 p.32

- (1) 浄・配水場施設及び設備の維持管理
- 浄・配水場施設等の健全性を確保し、水道水の安定供給を図るため、各施設等の特性を考慮した適切な維持管理とそれに伴う修繕を行います。
- (2) 配水管の維持管理
- 計画的な配水管洗浄や点検・調査を行い、適切な維持管理を行います。

2-4 良質な水道水の維持 →本編 p.33

- (1) 貯水槽水道の適切な維持管理の促進
- 貯水槽の設置者に対して、清掃・点検等の維持管理に関する周知・啓発を行い、引き続き、適切な維持管理を促進します。
- (2) 給水装置工事事業者の施工技術向上
- 給水装置工事事業者の施工技術の向上や指定給水材料に関する正しい知識の習得を図るため、引き続き、講習会への受講を促進します。